

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)取組状況

資料3

基本目標	重点目標	No	事業名	R3年度実施状況		R4年度活動内容		担当課	
				実施内容	決算額(千円)	実施内容	予算額(千円)		
1 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制整備	(1)配偶者暴力相談支援センターにおける支援の強化	1	福祉制度等利用について「手引き一元化」に向けた検討	「ワンストップ化のためのDV被害者相談共通シート」の活用推進	-	同左	-	こども家庭課・中央こども家庭相談センター	
		2	「DV相談支援セミナー」の開催	「DV相談支援セミナー」の開催 【日時】- 【場所】※R3は書面開催 【対象】市町村職員、DV協議会構成団体 他 【内容】 ・こども家庭課・中央こども家庭相談センター DV被害の現状について 婦人保護・配偶者等からの暴力相談対応の手引きの活用について ・奈良県警察本部 警察による暴力事案の対応について ・弁護士(川村容子弁護士) 支援に役立つ法知識 ・学識経験者(奈良教育大学 岩本特任講師) DV被害者心理の理解とよりよい支援について	81	「DV相談支援セミナー」の開催 【日時】令和4年8月29日 10:00~15:00 【場所】奈良県社会福祉総合センター 中会議室 【対象】市町村職員、DV協議会構成団体 他 【内容】 ・こども家庭課・中央こども家庭相談センター DV被害の現状について 婦人保護・配偶者等からの暴力相談対応の手引きの活用について ・奈良県警察本部 警察による暴力事案の対応について ・弁護士(林揚子弁護士) DV支援に役立つ法律知識等について	76	こども家庭課・中央こども家庭相談センター	
		3	支援マップの作成	個別支援の中や研修会等で支援マップを活用	-	同左	-	中央こども家庭相談センター	
	(2)市町村におけるDV対策の促進	市町村等の相談業務充実のための「DV相談の手引き」を作成、配布	4	「DV相談支援セミナー」の開催(再掲)	「DV相談支援セミナー」の開催 【日時】- 【場所】※R3は書面開催 【対象】市町村職員、DV協議会構成団体 他 【内容】 ・こども家庭課・中央こども家庭相談センター DV被害の現状について 婦人保護・配偶者等からの暴力相談対応の手引きの活用について ・奈良県警察本部 警察による暴力事案の対応について ・弁護士(川村容子弁護士) 支援に役立つ法知識 ・学識経験者(奈良教育大学 岩本特任講師) DV被害者心理の理解とよりよい支援について	81	「DV相談支援セミナー」の開催 【日時】令和4年8月29日 10:00~15:00 【場所】奈良県社会福祉総合センター 中会議室 【対象】市町村職員、DV協議会構成団体 他 【内容】 ・こども家庭課・中央こども家庭相談センター DV被害の現状について 婦人保護・配偶者等からの暴力相談対応の手引きの活用について ・奈良県警察本部 警察による暴力事案の対応について ・弁護士(林揚子弁護士) DV支援に役立つ法律知識等について	76	こども家庭課・中央こども家庭相談センター
			5	市町村等の相談業務充実のための「DV相談の手引き」を作成、配布	「DV相談支援専門研修」における「DV相談の手引き」についての説明	-	同左	-	こども家庭課・中央こども家庭相談センター
			6	相談や保護の中心的機関としての市町村等との連携強化の促進	個別ケース支援の早期から、市町村の児童福祉、高齢者福祉等の関係各課と連携を進めた。	-	同左	-	中央こども家庭相談センター
			7	「市町村家庭福祉主管課長会議」の開催	(開催中止)	-	(開催中止)	-	こども家庭課
		8	市町村男女共同参画・女性行政担当課長会議での周知啓発	(開催中止)	-	「市町村男女共同参画・女性行政担当課長会議」の開催 時期：R4.8.23 場所：奈良県社会福祉総合センター(橿原市) 内容：男女共同参画推進について(奈良県の男女共同参画・女性活躍推進の取組に関する説明ほか) 参加：18市町村 18名	-	女性活躍推進課	

基本目標	重点目標	No	事業名	R3年度実施状況		R4年度活動内容		担当課
				実施内容	決算額 (千円)	実施内容	予算額 (千円)	
1 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制整備	(2)市町村におけるDV対策の促進	9	地域に身近な男女共同参画等計画策定支援事業	令和元年度に作成したマニュアルを町村へ周知し策定を促す（「市町村男女共同参画・女性行政担当課長会議」において、説明を実施）。希望のある町村へは個別支援を実施 ※計画策定においては以下3つの計画を一体策定 ・「男女共同参画社会基本法」に基づく、市町村男女共同参画計画 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく、市町村推進計画 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく、市町村基本計画	-	令和元年度に作成したマニュアルを町村へ周知し策定を促す（「市町村男女共同参画・女性行政担当課長会議」において、説明を実施）。希望のある町村へは個別支援を実施予定。	-	女性活躍推進課 子ども家庭課
		10	民間団体等との連携、協働の推進	必要に応じ、関係機関、民間団体等と連携やケース会議等を実施	-	同左	-	中央子ども家庭相談センター
	(3)民間団体等関係機関との連携	11	「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」の運営	「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」の開催 【日時】R4.3.18 【場所】修徳ビル 【対象】DVに関する相談や自立支援の関係機関等 【内容】 ・DV被害の現状と支援の課題について ・関連施策の実施状況報告 ・次期「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」について 等	-	「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」の開催 【日時】R4.10.7（その他、2回開催予定） 【場所】修徳ビル 【対象】DVに関する相談や自立支援の関係機関等 【内容】 ・DV被害相談の現状と支援課題に対する取組 ・「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」の施策の取組状況 ・次期「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の策定 等	-	子ども家庭課
2 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成	(1)県民への意識啓発	12	啓発ポスターの掲示	DV防止ポスターを県内の行政機関窓口等に掲示	-	同左	-	子ども家庭課
		13	パープルリボンキャンペーンの推進（国の「女性に対する暴力をなくす運動」との連携促進）	女性センターにてパープルライトアップを実施	-	同左	-	女性活躍推進課
		14	啓発パンフレットの作成や研修会での周知	DV防止パンフレット及びカードを関係機関やフォーラム等の機会に配布	-	同左	-	女性活躍推進課
		15	ホームページの作成	県ホームページに女性に対する暴力防止対策事業の概要や被害者支援のためのパンフレット（女性活躍推進課）、基本計画（子ども家庭課）等を掲載	-	同左	-	女性活躍推進課
		16	外国人被害者等への多言語の啓発資料の作成、配布	女性活躍推進課ホームページより内閣府男女共同参画局、配偶者からの暴力被害者支援情報ページ（8種の外国語による支援情報を掲載）にリンク設定	-	同左	-	女性活躍推進課
		17	DV予防啓発事業	高校生等を対象に、デートDVを未然に防止するための出前授業を、民間の活動団体のノウハウを活用して実施 講師：参画ネットなら 実施状況：高等学校等6校で開催 のべ1,398名が受講	251	高校生等を対象に、デートDVを未然に防止するための出前授業を、民間の活動団体のノウハウを活用して実施 講師：参画ネットなら 実施状況：高等学校等6校で開催予定	256	女性活躍推進課
		新規	18	「なら女性活躍推進倶楽部」の会員企業とともにパープルリボンキャンペーンの運動周知・啓発活動の取組	「なら女性活躍推進倶楽部」の会員企業とともに当運動の周知・啓発活動を実施。 取組企業：13社	-	「なら女性活躍推進倶楽部」の会員企業とともに当運動の周知・啓発活動を行う。	-

基本目標	重点目標	No	事業名	R3年度実施状況		R4年度活動内容		担当課
				実施内容	決算額 (千円)	実施内容	予算額 (千円)	
2 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成	(2)学校・家庭・地域での人権教育の推進	19	女性に対する暴力防止対策事業	DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力の根絶を目指し、県民への意識啓発を実施 ○女性への暴力防止に向けたセミナー 内容：コロナ禍でのDVの実情～知っておきたい”DV加害者”ってどんな人？～ 時期：R4.2.19 場所：奈良県女性センター 講師：参画ネットなら 受講決定者：24名	45	DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力の根絶を目指し、県民への意識啓発を実施 ○女性への暴力防止に向けたセミナー 時期：R4.11.25 場所：奈良県女性センター	47	女性センター
		20	家庭支援推進保育事業（「人権にかかる保育マニュアル」の活用）	人権を大切にする保育の研修を統一した内容で計画的かつ効率的に行うため、研究機関が行う研修に要する経費に対し補助を実施	2,000	今後も引き続き人権を大切にする保育の研修を統一した内容で計画的かつ効率的に行うため、研究機関が行う研修に要する経費に対し補助を実施	2,000	奈良っ子はぐくみ課
		21	○スクールカウンセラー活用事業 ○スクールカウンセラー県立学校全校配置事業	不登校やいじめ等、児童生徒に関する問題の対応に当たること、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることを目的として、県内公立小学校（20校）、県内全公立義務教育学校（4校）、県内全公立中学校（97校）及び全県立高等学校38校）にスクールカウンセラーを配置するとともに、必要に応じて単独配置のない小学校からの要望にも対応した。	273	不登校やいじめ等、児童生徒に関する問題の対応に当たること、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることを目的として、県内公立小学校（20校）、県内全公立義務教育学校（7校）、県内全公立中学校（95校）及び全県立高等学校（37校）にスクールカウンセラーを配置するとともに、必要に応じて単独配置のない小学校からの要望にも対応している。	544	教育研究所
		22	教職員研修における周知活動：初任者研修・中堅教諭等資質向上研修・管理職等研修の実施	初任者研修講座（小・中・高・特）において「男女共同参画社会と学校教育」というテーマで、中堅教諭等資質向上研修講座（幼・小・中・高・特）において「男女共同参画社会の実現に向けて」というテーマで、管理職「人権教育」研修講座において「人権尊重の視点に立った学校づくりの具体化に向けて」というテーマで講義等を実施 R3講座受講実数：634人〔初任者研修（228）・中堅教諭等資質向上研修（139）・管理職「人権研修」研修講座（267）〕	-	初任者研修講座（小・中・高・特）「男女共同参画社会と学校教育」（12/26）というテーマで、中堅教諭等資質向上研修講座（幼・小・中・高・特）において「男女共同参画社会の実現に向けて」（8.9）というテーマで、管理職「人権教育」研修講座において「人権尊重の視点に立った学校づくりの具体化に向けて」（5/20）というテーマで講義等を実施予定	-	教育研究所
		23	これからの時代のための総合人権講座開催事業	地域での人権の取組の核となる人材の養成とその積極的な活用を図るため、「これからの時代のための総合人権講座」を開催 R3.7.30～11.4のうち6日間 12講座 R3.11.25～R4.2.9のうち3日間 6講座 R4.1.26 2講座 R3.8.17～8.19 5講座（行政職員向け講座） R3.10.6～10.7 6講座（事業者向け講座）	2,678	地域での人権の取組の核となる人材の養成とその積極的な活用を図るため、「これからの時代のための総合人権講座」を開催 R4.7.29～11.11のうち6日間・12講座 R4.11.29～R5.2.8のうち3日間・6講座 R5.1.26 2講座 R4.8.30～9.1 5講座（行政職員向け講座） R4.9.14～10.19 6講座（事業者向け講座）	2,270	人権施策課
		24	なら・ヒューマンフェスティバル	商業施設の展示スペースにて、人権啓発パネル展示および人権啓発資料配布を実施する「第27回なら・ヒューマンフェスティバル 人権啓発パネル展示」を開催 (1)場所：イオンモール橿原 1F スターライトコート 日時：令和3年11月11日（木）～12日（金） (2)場所：イオンモール大和郡山 3F フードコート前 日時：令和3年11月13日（土）～14日（日） (3)場所：エコー・マミ 北館 1F セントラルコート 日時：令和3年11月22日（月）～23日（火・祝）	1,165	さまざまなアトラクション、資料展示、物産展などの催しを通して、多くの人々が楽しみながら人権を身近に感じ、同和問題をはじめとする人権問題について理解を深めることを目的として「第28回なら・ヒューマンフェスティバル」を開催 場所 五條市上野公園総合体育館 日時 令和4年10月22日	3,600	人権施策課

基本目標	重点目標	No	事業名	R3年度実施状況		R4年度活動内容		担当課
				実施内容	決算額 (千円)	実施内容	予算額 (千円)	
2 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成	(2)学校・家庭・地域での人権教育の推進	25	人権情報誌の発行	人権情報誌「かがやき・なら」の発行 R3.7、R3.12発行 県出先機関窓口、市町村、図書館、公民館、病院、警察署、学校、人権関係NPO法人、社会福祉法人等に配布するほか、人権に関する講演会、研修会等でも配布	1,354	人権情報誌「かがやき・なら」の発行 R4.7、R4.12発行 R3同様に配布	1,596	人権施策課
		26	人権メッセージ作品集の作成	県民一人ひとりが、自分の問題として主体的に人権について考えるきっかけを提供するため、人権に関するメッセージを広く募集し、応募作品の中から選ばれた優秀作品をまとめた人権メッセージ作品集を作成(R4.2発行) 市町村、学校、関係団体等に配布		県民一人ひとりが、自分の問題として主体的に人権について考えるきっかけを提供するため、人権に関するメッセージを広く募集し、応募作品の中から選ばれた優秀作品をまとめた人権メッセージ作品集を作成(R5.2発行予定) 市町村、学校、関係団体等に配布予定		人権施策課
		27	人権教育学習資料集「なかまとともに」の活用促進	人権教育学習資料集「なかまとともに」の活用を推進し、取組のさらなる充実を図る。そのための活用状況について調査を実施。	-	人権教育学習資料集「なかまとともに」の活用を推進し、取組のさらなる充実を図る。そのための活用状況について調査を実施。	-	人権・地域教育課
		28	企業内人権問題推進事業	奈良労働局と共催で就職差別の撤廃を図るため企業向け研修を高校生の採用選考開始に先立ち実施。 また、国の委託により企業の人権意識を深めるための専門家による講演を実施 従来企業の巡回訪問を行いつつ、新規企業への巡回指導を実施	807	例年同様、就労の安定と就職差別の撤廃を図るため、あらゆる人権問題の正しい理解と認識を深めるため、県内の企業主に対し研修会を実施 雇用指導員による県内企業巡回をとおして、県内企業の現状把握及び人権啓発指導を継続的に実施	1,463	地域産業課
3 DV被害を早期発見し、安心して相談できる体制の強化	(1)早期発見・通報体制の充実	29	「女性の相談窓口一覧」の作成、配布	印刷用データを作成し、関係機関へ提供 配布先：県関係機関、市町村、警察、国関係機関、相談窓口掲載団体等	-	同左	-	女性活躍推進課
		30	民生委員・児童委員活動の推進	民生委員・児童委員の地域における見守り活動等（DVの早期発見、早期通報等）の活動に対して、市町村に負担金を交付	157,397	民生委員・児童委員の地域における見守り活動等（DVの早期発見、早期通報等）の活動に対して、市町村に負担金を交付	162,294	地域福祉課
	(2)DV被害者が相談しやすい環境整備	31	女性相談対策事業 DV被害者支援事業	電話相談：月～金9:00～20:00 来所相談：月～金9:00～16:00（要予約） DVメール相談 相談延件数（R3年度計） 電話相談件数：1,187 来所相談件数：113 その他：1 計：1,301 ※DV以外（精神的問題、離婚問題等）の相談を含む	-	電話相談：月～金9:00～20:00 来所相談：月～金9:00～16:00（要予約） DVメール相談 相談延件数（R4年4月～5月） 電話相談件数：157 来所相談件数：18 その他：0 計：175 ※DV以外（精神的問題、離婚問題等）の相談を含む	-	中央こども家庭相談センター
		32	「デートDVメール相談」の運営	「デートDVメール相談」の運営 【対象】県内高校生・大学生を中心としたデートDV被害者 【内容】メールによる相談窓口（中央こども家庭相談センターの相談員がメールに返信）	93	同左	121	こども家庭課
		33	性暴力被害者支援事業	奈良県性暴力被害者サポートセンター「NARAハート」を運営 火～土9:30～17:30 祝日・12/28～1/4を除く（月曜日が祝日と重なるときはその直後の平日も除く）	1,107	奈良県性暴力被害者サポートセンター「NARAハート」を運営 火～土9:00～17:00 ※夜間は国のコールセンターを活用 祝日・12/28～1/4を除く（月曜日が祝日と重なるときはその直後の平日も除く）	1,694	女性活躍推進課
		34	中・高生対象メール相談窓口「悩みならメール」	中・高校生対象のメール相談窓口を開設、臨床心理士等の資格をもつ相談員が生徒から寄せられた相談に対応した。	140	小・中・高校生対象のメール相談窓口を開設、臨床心理士等の資格をもつ相談員が生徒から寄せられた相談に対応している。	175	教育研究所

基本目標	重点目標	No	事業名	R3年度実施状況		R4年度活動内容		担当課
				実施内容	決算額 (千円)	実施内容	予算額 (千円)	
3 DV被害を早期発見し、安心して相談できる体制の強化	(2)DV被害者が相談しやすい環境整備	35	女性のための相談事業B (弁護士による法律相談)	女性が抱えるさまざまな悩みや問題（人生、健康、家族、夫婦、男女、対人関係、性、教育・学校、法律・経済、社会・文化・環境等）について相談に応じるため女性相談窓口を設け、女性相談員による無料相談を実施（必要に応じ弁護士による法律相談可） 火～金9:30～17:30、土9:30～20:00、日・祝9:30～17:00 (休館日除く) 相談件数：2,832件	1,545	女性が抱えるさまざまな悩みや問題（人生、健康、家族、夫婦、男女、対人関係、性、教育・学校、法律・経済、社会・文化・環境等）について相談に応じるため女性相談窓口を設け、女性相談員による無料相談を実施（必要に応じ弁護士による法律相談可） 火～金、土、日・祝9:00～17:00 (休館日除く)	1,978	女性センター
		36	男性のための相談事業	男性のさまざまな悩みごと（働き方、心の問題、夫婦関係、職場の人間関係など）について相談に応じるため男性のための相談窓口を設け、男性相談員による無料相談を実施 窓口開設日：第1・第3土17:00～20:00（祝日・休館日除く） 相談件数：54件	315	男性のさまざまな悩みごと（働き方、心の問題、夫婦関係、職場の人間関係など）について相談に応じるため男性のための相談窓口を設け、男性相談員による無料相談を実施 窓口開設日：第1・第3土14:00～16:50（祝日・休館日除く）	317	女性センター
		37	女性のための相談事業（女性相談機関研修会）	「奈良県女性相談機関研修会」の開催 時期：R4.1.14 場所：奈良県女性センター 内容：コロナ禍における女性の生きづらさについて 講師：いこまカウンセリングルーム ころこ 代表 (奈良県自殺対策連絡協議会座長) 神澤 創 受講決定者：35名	49	「奈良県女性相談機関研修会」の開催 時期：R4.12月頃 場所：奈良県女性センター	122	女性センター
		38	こころの健康相談事業	人権問題に関し、心の不安の訴えや精神的に不安定な方からの相談に対応するため心理専門職を配置 相談件数：36件	189	人権問題に関し、心の不安の訴えや精神的に不安定な方からの相談に対応するため心理専門職を配置	189	人権施策課
		39	人権相談窓口の設置	人権施策課内に人権相談窓口（相談室）を設置し、電話、来庁による県民からの人権に関する相談に対応、相談内容に応じて関係機関への橋渡し等を実施 人権相談件数：204件	-	人権施策課内に人権相談窓口（相談室）を設置し、電話、来庁による県民からの人権に関する相談に対応、相談内容に応じて関係機関への橋渡し等を実施	-	人権施策課
		40	人権相談ネットワーク推進事業	人権相談に関する関係機関で構成する「人権相談ネットワーク」の相談員のスキルアップのための研修会等を開催 ○「さまざまな人権課題に関わるアドバイザー研修会」の開催 R3.8.30～R4.1.18のうち5日間・9講座 ○「加盟機関相談員交流会」の開催 R4.3.18	379	人権相談に関する関係機関で構成する「人権相談ネットワーク」の相談員のスキルアップのための研修会等を開催 ○「さまざまな人権課題に関わるアドバイザー研修会」の開催 R4.9.6～R4.12.19のうち5日間・9講座 ○「加盟機関相談員交流会」の開催	550	人権施策課
		41	スクールソーシャルワーカー派遣事業	児童生徒の生徒指導上の課題及び貧困問題等に対応するため、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカー及び生活支援アドバイザー8名を学校及び市町村教育委員会等に派遣した。 (R3年度より、「スクールソーシャルワーカー活用事業」を廃止し、「生活支援アドバイザー派遣事業」を「スクールソーシャルワーカー派遣事業」に名称変更)	614	児童生徒の生徒指導上の課題及び貧困問題等に対応するため、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカー9名を学校及び市町村教育委員会等に派遣している。	75	教育研究所
		42	警察における相談体制の整備	警察本部生活安全部人身安全対策課に、配偶者等からの暴力事案、ストーカー事案等に24時間対応するための三交替勤務員（女性警察官1名を含む）の配置 県下12警察署に女性警察官92名を被害者支援要員として指定 女性の被害者、相談者の対応のため女性警察官が必要とされる場合に、夜間・休日を含めて女性警察官が対応できる機動捜査隊女性チーム「CLOVER」の運用	-	警察本部生活安全部人身安全対策課に、配偶者等からの暴力事案、ストーカー事案等に24時間対応するための三交替勤務員（女性警察官1名を含む）の配置 県下12警察署に女性警察官99名を被害者支援要員として指定 女性の被害者、相談者の対応のため女性警察官が必要とされる場合に、夜間・休日を含めて女性警察官が対応できる機動捜査隊女性チーム「CLOVER」の運用	-	警察本部

基本目標	重点目標	No	事業名	R3年度実施状況		R4年度活動内容		担当課
				実施内容	決算額 (千円)	実施内容	予算額 (千円)	
3 DV被害を早期発見し、安心して相談できる体制の強化	(3)信頼できる相談員等の育成	43	警察相談員の相談技術の向上	警察安全相談・被害者支援に関する専科教養の充実 各種専科生、入校生に対する教養の実施 各警察署への巡回指導の実施 部外講座の受講 相談関係機関による情報交換会の実施による関係機関との連携強化	-	警察安全相談・被害者支援に関する専科教養の充実 各種専科生、入校生に対する教養の実施 各警察署への巡回指導の実施 部外講座の受講 女性警察官を含む被害者支援員に対する被害者講演の実施 相談関係機関による情報交換会の実施による関係機関との連携強化	-	警察本部
	(4)苦情処理体制の整備	44	苦情処理体制の整備	適宜対応	-	同左	-	各機関
4 DV被害者を迅速安全に保護する体制の強化	(1)一時保護体制の強化	45	女性相談対策事業	一時保護実人員 (R3年度計) 女性：44名 同伴児：36名 ※DV以外の一時保護を含む	-	一時保護実人員 (R3年4月～7月) 女性：13名 同伴児：5名 ※DV以外の一時保護を含む	-	中央こども家庭相談センター
		46	DV被害者支援センター一時保護機能強化事業	夜間・休日を含め24時間体制で安全かつ速やかに一時保護を実施。県内3カ所の母子生活支援施設への一時保護委託も必要に応じて実施 一時保護中の被害者が保護命令の申立の場合、申立書作成の支援、裁判所への同行支援を実施	-	同左	-	中央こども家庭相談センター
		47	都道府県域をこえた保護の実施	他府県からの受け入件数：0 他府県への依頼件数：0	-	※R4年4月～7月末現在 他府県からの受け入件数：0 他府県への依頼件数：0	-	中央こども家庭相談センター
		48	被害者の安全保護のための、保護命令申請等の情報提供と地裁への同行などの支援	保護命令申立時、弁護士相談時、医療機関受診時等には被害者の安全確保のため必ず職員が同行支援を行った。	-	同左	-	中央こども家庭相談センター
	(2)DV被害者が安心してできる安全な保護体制の確保	49	心理担当職員による心のケア	中央こども家庭相談センター及び他機関と連携して実施	-	中央こども家庭相談センター及び他機関と連携して実施	-	中央こども家庭相談センター
		50	心理担当職員及び児童相談部門と連携したこどもの心のケアの実施	心理担当職員、女性相談員等が必要に応じて児童相談部門と連携し、こどもの心のケアを実施	-	同左	-	中央こども家庭相談センター
		51	DVセンター、警察、福祉事務所等の連携による被害者への迅速、適切な安全確保と保護	夜間・休日を含め24時間体制で安全かつ速やかに一時保護を実施中で適宜、連携を取りながら実施	-	同左	-	中央こども家庭相談センター
		52	被害者及び同伴児童を加害者から保護するための警察署との連携による警備体制の強化	平時より被害者及び同伴児の安全のため、所轄署及び県警本部人身安全対策課と連携	-	同左	-	中央こども家庭相談センター
53	同伴するこどもを加害者から守るための、DVセンターにおける、学校、保育所等との連携	必要に応じ、児童相談部門を始めとする関係各機関と連絡、連携の実施	-	同左	-	中央こども家庭相談センター		
54	外国人、障害者等の人権を尊重した対応の徹底	一時保護中の被害者及び同伴児等に対して母国語での通訳の確保、関係機関への同行支援等を実施	-	同左	-	中央こども家庭相談センター		

基本目標	重点目標	No	事業名	R3年度実施状況		R4年度活動内容		担当課
				実施内容	決算額 (千円)	実施内容	予算額 (千円)	
4 DV被害者を迅速安全に保護する体制の強化	(2)DV被害者が安心してできる安全な保護体制の確保	55	被害者の個人情報扱う各関係機関における個人情報の適切な管理と保護の徹底	個人情報の適切な管理と個人情報の保護の徹底に努めた。	-	同左	-	中央こども家庭相談センター
		56	被害者の安全を最優先とした厳正な対処	法に基づく被害者からの援助申出や裁判所の保護命令の決定に迅速に対応し、被害の未然防止に努めるとともに、加害者の行為が暴行、傷害、脅迫等の犯罪に当たる場合には厳正に対処し、被害者の安全確保を徹底	-	同左	-	警察本部
		57	犯罪被害者の安全確保のための中長期的避難場所の提供	借用住宅事業所との連携による中長期的避難場所の提供制度の構築に向けた取り組み	1,115	借用住宅事業所との協定により、中長期的避難場所の提供制度を運用	900	警察本部
		58	被害者緊急通報システムの運用	配偶者等からの暴力事案の被害者等に携帯電話を貸与し、被害者等が急場において、位置情報を発信することにより警察官が現場へ臨場し、被害者等の身体等の安全確保を図る	380	同左	300	警察本部
		59	ストーカー・配偶者等からの暴力被害者の一次避難等経費の公費負担制度	配偶者等からの暴力事案のうち、危険性・切迫性が高い事案の被害者等に対して、民間宿泊施設への一次避難に伴う費用について公費負担を実施	98	同左	98	警察本部
		60	ストーカー加害者等に対する精神医学的治療等制度	警察で対応したストーカー加害者等の内、一定条件を満たす者に対し、精神医学的治療、カウンセリング等、適切な措置を施し、加害者の被害者に対する執着心や支配意識を取り除くための適切な措置を施すことにより、再犯を防止し、被害者の安全確保を図る	104	同左	78	警察本部
5 DV被害者の自立に向けた支援の強化	(1)総合的な支援の強化	61	日本司法支援センター（法テラス）等による被害者相談や民事法律扶助等の情報提供	法テラスや奈良弁護士会の民事部による無料の弁護士相談等の制度の紹介及び同行支援の実施	-	同左	-	中央こども家庭相談センター
		62	一時保護中の被害者の自立のための生活指導、諸制度の情報提供、その他自立に必要な援助	個々の被害者に応じた自立のための生活指導、生活再建、自立支援に向けた諸制度についての情報提供、同行支援、還啓機関との連絡連携を実施	-	同左	-	中央こども家庭相談センター
		63	福祉事務所と連携した支援	生活保護、母子生活支援施設等の制度について、必要に応じ連絡、連携、情報交換を実施し、被害者の自立に向けた支援を実施	-	同左	-	中央こども家庭相談センター
		64	児童養護施設等児童保護措置費（母子生活支援施設分）	県福祉事務所（所管：十津川村以外の町村）が母子を母子生活支援施設に入所させた場合、施設に対し、国とともに措置費を支弁	25,639	同左	24,590	こども家庭課
		65	母子父子寡婦福祉資金貸付金事業	母子、父子及び寡婦福祉資金の貸付 【対象】母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 【内容】生活の節目となる時（主に子の修学、就職等）に必要な場合、福祉事務所を窓口として、低金利または無利子で資金を貸付	47,546	同左	127,488	こども家庭課
		66	住民基本台帳の閲覧制限等に係る情報提供	住民基本台帳の閲覧制限に関する支援措置について、市町村に対し随時周知	-	同左	-	こども家庭課
		67	警察での行方不明者届の不受理措置	「警察本部長等の援助」に基づく、住所又は居所を知られないようにするための適切な措置を実施	-	同左	-	警察本部

基本目標	重点目標	No	事業名	R3年度実施状況		R4年度活動内容		担当課
				実施内容	決算額 (千円)	実施内容	予算額 (千円)	
5 DV被害者の自立に向けた支援の強化	(1)総合的な支援の強化	68	生活保護費事業	生活困窮者に対する保護の実施及び自立支援	5,404,911	生活困窮者に対する保護の実施及び自立支援	5,346,961	地域福祉課
		69	生活困窮者自立支援対策事業	生活困窮者に対する自立支援相談等の実施	99,082	生活困窮者に対する自立支援相談等の実施	117,084	地域福祉課
		70	保険者指導育成事業	国民健康保険事業の運営が適切かつ健全に行われるように、保険者である市町村に対し、必要な指導及び助言並びに制度の周知等を実施	502	同左	1,573	医療保険課
	(2)就業支援の強化	71	しごとiセンター運営事業、若年者雇用対策強化事業、若年者雇用対策推進事業、労働市場創出対策事業、職業紹介推進事業、会計年度フル給与（雇用政策課・しごとiセンター費）、会計年度パート給与（雇用政策課・しごとiセンター費）	しごとiセンターにおける仕事相談・就業支援等 ・電話・窓口相談件数：奈良3,799件、高田3,997件 ・葛城市・御所市・五條市合同企業説明会で就業相談等実施 ・奈良と高田にて無料職業紹介所を設置 登録求人数：122件・253人 登録求職者数：135人 内定者数：32人	52,255	「しごと相談ダイヤル」による電話及び窓口相談、市町村連携による相談窓口の拡充、就職に関する各種情報の提供、職業適性診断、内職のあっせん・紹介 県内企業と県内で働きたい方との雇用のマッチング支援、無料職業紹介マッチング機能の充実、大学等との連携強化による新卒者就業支援	58,095	外国人・人材活用推進室
		72	奈良県母子家庭等就業・自立支援センター（スマイルセンター）における就業相談や就業情報の提供、就業支援講習会の開催等	就業相談を実施【相談延べ件数】2,279件 就業情報を提供【バンク登録者への定期情報提供延べ人数】2,102人 「就業支援のためのパソコン講習会」を開催【受講者】27人	1,761	同左に加え、市町村での児童扶養手当申請時にあわせ希望する市町村（11市町）に出向き、また必要に応じて個別訪問を行う等、積極的に県民の方の困りごとを把握し、支援に繋げるとともに、支援後のアフターフォローを行うなどアウトリーチ機能を行う体制を整備。 就労支援講習会として、従来のパソコン講習会に加え、調理師講習会を開催。	2,205	こども家庭課
		73	スマイルセンター等、就業支援関係機関との連携による就業相談	一時保護退所後、個別状況に応じてスマイルセンター等の情報提供を実施	-	同左	-	こども家庭課
		74	母子自立支援プログラムの実施	母子自立支援プログラムの策定【対象】児童扶養手当受給者【内容】 ・スマイルセンターのプログラム策定員により、自立・就業支援のための個別プログラムを策定 ・プログラムに沿って、ハローワーク、福祉事務所、スマイルセンターが連携して就職を支援【プログラム策定人数】125人	91	同左	91	こども家庭課
		75	女性の再就職準備相談事業	専門の知識を持つ女性相談員による、再就職の一手手前の相談から本格的な仕事探しまで、一貫した支援を行う無料相談や情報提供を実施 火～土9:30～17:30（祝日・休館日除く） (出張相談) エルトピア奈良 毎月第2・4水曜日 10:00～12:00、13:00～17:00 橿原市 毎月第2・4金曜日 9:30～12:30 生駒市 毎月第3水曜日 9:30～12:30 香芝市 毎月第2火曜日 9:30～12:30 王寺町 毎月第3木曜日 9:30～12:30 相談件数 476件	290	専門の知識を持つ女性相談員による、再就職の一手手前の相談から本格的な仕事探しまで、一貫した支援を行う無料相談や情報提供を実施 火～土 9:00～17:00（祝日・休館日除く） (出張相談) エルトピア奈良 毎月第2・4水曜日 10:00～12:00、13:00～17:00 橿原市 毎月第2・4金曜日 9:30～12:30 生駒市 毎月第3水曜日 9:30～12:30 香芝市 毎月第2火曜日 9:30～12:30 王寺町 毎月第3木曜日 9:30～12:30 田原本町 毎月第4木曜日 9:30～12:30	426	女性センター

基本目標	重点目標	No	事業名	R3年度実施状況		R4年度活動内容		担当課
				実施内容	決算額 (千円)	実施内容	予算額 (千円)	
5 DV被害者の自立に向けた支援の強化	(2)就業支援の強化	76	働く女性のための情報相談事業	専門の知識を持つ女性相談員による、仕事と子育ての両立、働き方、再就職、キャリアアップ等、女性が働くため、働き続けるための無料相談や情報提供を実施 火～土9:30～17:30(祝日・休館日除く) 相談件数 424件 「働く女性のトークサロン」の開催	38	専門の知識を持つ女性相談員による、仕事と子育ての両立、働き方、キャリアアップ等、女性が働くため、働き続けるための無料相談や情報提供を実施 火～土 9:00～17:00(祝日・休館日除く) 「働く女性のトークサロン」の開催	48	女性センター
		77	女性のチャレンジ応援事業	女性の新しい発想や多様な能力を活かせるよう、意欲と能力ある女性の様々な分野へのチャレンジを支援する講座を開催予定 「女性の活躍支援講座」 「女性の起業応援講座」 「働く女性応援講座」 「再就職準備プログラム」 「再就職支援セミナー」	237	女性の新しい発想や多様な能力を活かせるよう、意欲と能力ある女性の様々な分野へのチャレンジを支援する講座を開催予定 「女性の活躍支援講座」 「働く女性応援講座」 「再就職準備プログラム」 「再就職支援セミナー」	360	女性センター
	(3)住宅支援の強化	78	県営住宅への一時受入	県営住宅への緊急的な一時受入について、個々の状況に応じた行政財産目的外使用の取り扱い	-	同左	-	住まいまちづくり課
		79	県営住宅への優先入居枠の設定	一般福祉世帯向け住戸として募集	-	同左	-	住まいまちづくり課
		80	県営住宅への入居資格の緩和	県営住宅の入居者資格における居住地要件の緩和を実施(H24.4条例改正) 県営住宅の入居者資格における同居親族要件の緩和(単身可)を実施(H24.4条例改正) 県営住宅の入居者資格において、特別な事情がある場合は、連帯保証人を免除することができるよう条例を改正(H30.3条例改正)	-	同左	-	住まいまちづくり課
		81	県営住宅随時募集	県営住宅の入居時期を年4回の定時募集に加え、随時申込・入居が可能な随時募集を開始	-	同左	-	住まいまちづくり課
	(4)同伴する子ども等への支援の強化	82	教育委員会・学校等との連携による、同伴する子どもが安全に修学できるための被害者に対する情報提供	児童相談部門、市町村の児童福祉等と連絡・連携を通して教育委員会、学校と連絡調整を図り、同伴する子どもが安全に就学出来るよう努めた。	-	同左	-	中央こども家庭相談センター
		83	高校入試で住民票異動が困難な場合の受験の許可、学期途中の転入学試験の実施	高校入試で住民票の異動が困難な場合の受験を許可	-	高校入試、転入学試験において事情に応じて対応しており、今後も続けていく予定。	-	高校の特色づくり推進課
		84	児童虐待を受けた児童生徒に対する教科書給与	児童虐待が原因で住所を異動した児童生徒に対して、教科書を無償で給与するための報告書を文部科学省に送付し教科書を給与する。	-	同様の対応を今後も続けていく予定。	-	学ぶ力はぐくみ課
		85	教育ボランティアの設置	外部からの教育ボランティアの配置はないが、保育士、心理担当職員、女性相談員及び児童相談部門等と連携し同伴する子どもへの学習支援の一助とした。	-	同左	-	中央こども家庭相談センター
		86	短時間学習の実施	一時保護所に配置された保育士による同伴する就学児に対して短時間学習を実施	-	同左	-	中央こども家庭相談センター

<令和5年度からの実施に向けた検討事項>

1. 国が求める性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの強化について

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター強化検討会議」(令和3年3月26日開催)において、**各都道府県は、相談体制及び支援体制の強化**に向け、下記のとおり取組を進めるよう決定された。

<相談体制の強化>

- ・ 24時間365日対応の推進
- ・ 24時間365日対応できない地方公共団体は、以下について、それぞれの地域の実情に応じて対応
 - 1) 平日の運営時間について、国コールセンターの運営時間との間に対応不可能な時間が生じないように、10時から17時を含む、連続して8時間以上の相談対応体制の整備
 - 2) 夜間休日について、国コールセンターにおいて緊急性が高いと判断された相談の支援をワンストップ支援センターに引き継げるよう、オンコールで対応できる緊急連絡体制の整備

2. AV出演被害防止・救済法※に基づく相談体制の整備等について

※「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」(令和4年6月22日公布、6月23日施行)

AV出演被害防止・救済法の制定に伴い、各都道府県の相談・支援体制の整備が努力義務として法制化され、**性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターで相談・支援を行うこと**となった。

(法律の概要)

- ・ AV出演に係る契約について特則を定め、制作公表者が契約書面交付及び説明義務に反した場合の取消、法的義務に違反した場合の解除、公表後一定期間の無条件解除が可能
- ・ 契約関係が解消された場合などにおける差止請求やプロバイダ責任制限法の特例、国などの相談体制等の整備義務、制作公表者等に関する罰則について規定

<都道府県の役割>

- ・ 法的支援を含む相談体制の整備・相談の質の向上
AV出演契約の勧誘・締結・履行等、AVの制作公表の各段階における、出演者等からの相談体制の整理
- ・ 教育活動及び啓発活動
被害の発生を未然に防止するために必要な教育活動及び啓発活動の充実

性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（AV出演被害防止・救済法）の概要
(令和4年6月22日公布、6月23日施行)

1. 目的・定義（法第1条、第2条）

- AV出演被害により、出演者の心身や私生活に将来にわたり取り返しの付かない重大な被害が、現に生じていることから、全ての年齢・性別の者について被害の防止・被害者の救済が必要
- 「性行為映像制作物（AV）」とは、性行為（性交若しくは性交類似行為又は他人が人の露出された性器等（性器又は肛門をいう。）を触る行為若しくは人が自己若しくは他人の露出された性器等を触る行為）に係る人の姿態を撮影した映像並びにこれに関連する映像及び音声によって構成され、社会通念上一体の内容を有するものとして制作された電磁的記録又はこれに係る記録媒体であって、その全体として専ら性欲を興奮させ又は刺激するもの

2. 出演契約に関する特則（法第4条～第6条）

- 出演契約は、AVごと（再編集含む）に締結しなければならない ○書面主義（出演契約事項の明記） ○AV契約書等の交付義務 ○AV契約の説明義務（説明書面等の交付）

3. 履行等に関する特則（7～9条）

- AV撮影について、
- 契約書面の交付から1か月間の撮影の禁止 ○意に反する性行為は拒絶できる ○出演者の安全等に配慮する義務 ○事前確認の機会の付与 ○全ての撮影の終了から4か月間の公表の禁止

4. 無効、取消し及び解除等に関する特則（法第10条～14条）

- AVを特定しないで出演義務を課す契約条項 ⇒ 無効
- 書面交付義務及び説明義務に違反があった場合 ⇒ 出演者はAV契約を取り消せる
- 「3履行等に関する特則」に違反する場合 ⇒ 出演者は無催告で契約を解除可能
- 全てのAV出演契約
⇒ 公表後1年間（施行後2年間は経過措置として「2年間」）、無条件で解除可能
- AV出演者は、AV出演契約の解除によって損害賠償義務を負わない
- 各当事者は、解除により原状回復義務を負う
- 任意解除を妨げるための不実告知又は威迫・困惑行為の禁止

5. 差止請求権（法第15条）

- AV出演者は、出演契約を締結することなくAVの制作公表がされた、又は出演契約の取消し若しくは解除をしたときは、その制作公表の停止・予防及びこれに必要な行為を請求できる

6 相談体制の整備等（法第17～19条）

- AV出演契約の勧誘・締結・履行等、AVの制作公表の各段階における、出演者等からの相談体制の整備
- 被害の発生を未然に防止するために必要な教育活動及び啓発活動の充実